

防 災 第 5 1 号
平成 2 9 年(2017)6 月 2 7 日

中国電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水希茂 様

出雲市長 長 岡 秀 人

**「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等
に関する協定」に基づく意見について**

平成 2 9 年 4 月 1 9 日に原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所 1 号機
廃止措置計画について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の
安全確保等に関する協定」第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり意見を申し上げます。

島根原子力発電所 1 号機 廃止措置計画に係る出雲市の意見について

平成 29 年 4 月 19 日付で原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所 1 号機 廃止措置計画について、計画を実施することを了解します。

なお、了解するにあたっては、関係法令等を遵守し、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づく、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

付帯意見

1. 廃止措置実施に係る体制等に関すること

- (1) 計画第 1 段階である 6 年間は、約 30 年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて、管理部門のみならず、現場部門も含め、万全な体制で臨むこと。
- (2) 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- (3) 廃止措置に関し、これまでにない作業等を行うことで発生するリスクを適切に評価し、社員はもとより、関係する作業従事者の訓練等の充実を図ること。

2. 使用済燃料及び放射性廃棄物に関すること

- (1) 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- (2) 使用済燃料の再処理工場の稼働状況について、情報収集を行い、適切に計画に反映させること。
- (3) 発生する放射性廃棄物の管理及び処分について、事業者として責任を持って、安全かつ適切に対応すること。
- (4) クリアランス制度の適用について、国の基準に適切に対応すること。

3. プラント全体としての安全性の向上に関すること

- (1) 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すること。
- (2) 解体中の1号機に関して、耐震性を確保しながら作業を進めること。
- (3) 隣接する2号機の工事と1号機の解体工事との調整を図ること。
- (4) 使用済燃料について、2号機の燃料プールを経由して搬出する場合は、これまでにない作業であることから、細心の注意を図ること。

4. 情報提供に関すること

- (1) 計画第1段階で行われる汚染状況調査について、随時、適切に情報提供を行うこと。
- (2) 計画第2段階以降の内容について、詳細が決定次第、速やかに情報提供を行うこと。
- (3) 廃止措置計画の進行状況について、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。特に、再処理工場の稼働状況は、市民の関心が高いことから、適切に情報提供を行うこと。